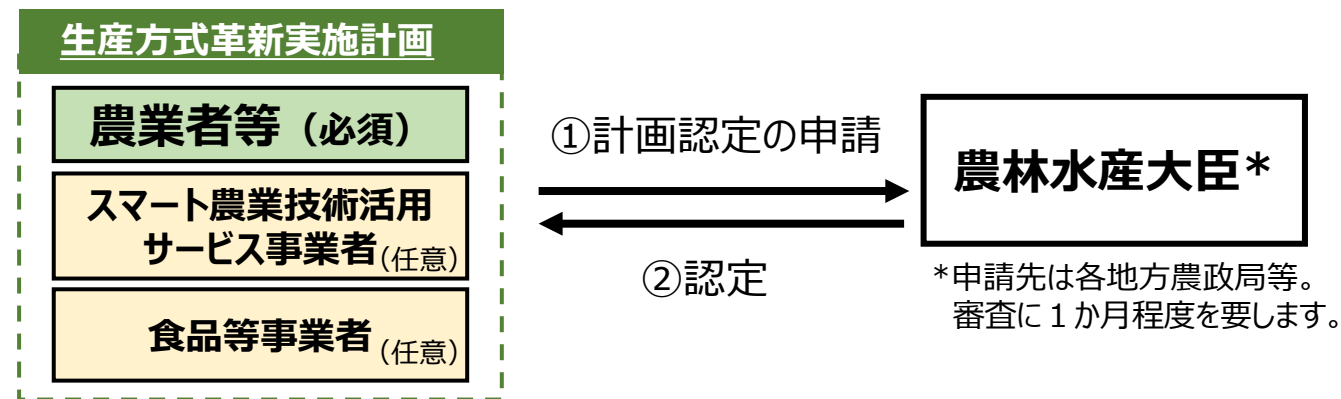


集出荷貯蔵施設等の施設整備を有利に進めませんか？

スマート農業技術活用促進法のご案内

スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定を受ければ、**JA、食品事業者等**が補助事業を活用して**集出荷貯蔵施設等の施設整備**を行う場合に**有利**に進められます！



計画認定による予算上のメリット措置

6年度補正予算・7年度当初予算の施設整備事業において、生産方式革新実施計画の認定を受けることによる**優遇措置**を設けています。

<主な対象事業>

- ・強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹等施設支援タイプ）【7年度当初】
- ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業【6年度補正、7年度当初】
- ・産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）【6年度補正】

事業概要はこちらから
（農林水産省HP）



優遇措置の内容



認定を受けた受益者の割合に応じて

ポイント加算

- ・強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）【7年度当初】

優遇措置の内容



「生産方式革新実施計画」を、同タイプの事業実施に際して必要となる「食料システム構築計画」と見なす

みなし措置

その他、計画認定による法律上のメリット措置

- 日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。
- 設備投資の際、**税制上の優遇措置**が受けられます。
- その他、出荷契約の際の野菜法の特例、航空法・農地法に係る行政手続のワンストップ化が活用できます。

認定の対象となる事業活動については裏面へ



生産方式革新実施計画の認定の対象となる事業活動

集出荷貯蔵施設の整備等の取組は、以下のいずれかに該当する必要があります。

①スマート農業技術の活用による機械化体系に適合した製造等の方式の導入

農業者が加工向け品種に転換し、鉄コンテナを搭載した自動収穫機で一斉収穫
併せて食品事業者は農業者から収穫物を鉄コンテナで引き受け など



②農業者等から提供を受けたデータの有効な活用方法の導入

農業者が収穫時期や量の予測技術を活用し、データを食品事業者と情報共有
併せて食品事業者はデータをもとに、収穫時期の調整・施設稼働の平準化を実施 など

③農業者等が行う農産物の選別、調製等の農作業の代替及び 効率的な実施方法の導入

農業者のスマート農業技術活用に伴う収量増等に対応するため、食品事業者が
選果場を整備し農業者に代わり収穫後の選別等の作業を実施 など



＜注意点＞ 設備等の導入を行う場合、当該設備が取り扱う農産物の総調達量のおおむね過半を、
生産方式革新実施計画の農業者が生産する農産物から調達する必要があります。

農業者と連携

※計画に参加する**農業者全員**が
生産方式革新事業活動に取り組むことが必要です

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで
相当規模で行い、**農業の生産性を相当程度向上**させる事業活動

取組例



直播ドローンの活用



直播適性の高い
品種の導入



農薬散布ロボットの
活用



ほ場の大区画化



出典：
大区画化前圃場は国土地理院空中写真

相当規模（規模の要件）

本事業活動で取り組む品目における、申請者の
作付面積等のおおむね過半で取り組むこと。

相当程度（計画の目標）

計画全体で農業の労働生産性*を5%以上向上
させること。

*労働生産性…付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働時間or取組人数

本事業実施前と比較し、**所得が維持**されること。
また、それが**正**となること。

実施期間

原則5年以内（果樹等の植栽を伴う場合等は
10年以内で設定可能）

※ スマート農業技術には、次の①～③の全てを満たす技術が該当します。

- ①農業用の機械・ソフト等に組み込まれる技術
- ②情報通信技術を用いた技術
- ③農作業の効率化、負担軽減、経営管理の合理化等のための技術

詳細については、二次元コードのリンク先の農林水産省HPをご覧ください。
相談・申請先となる地方農政局等の連絡先もHPに掲載しています。

